

議 案 第 75 号

松戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年2月25日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行を踏まえ、印鑑の登録資格を緩和するため。

松戸市印鑑条例の一部を改正する条例

松戸市印鑑条例（昭和61年松戸市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（15歳未満の者を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。